

令和8年度

# 国の予算・制度等に関する要望

## 1 品確法の再改正について

令和元年6月、公共工事の品質確保に関する法律(以下「品確法」と言う)が改正され、第7条第5項に「国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するように努めなければならない。」という規定が追加されました。本法改正を受け、令和3年1月に厚生労働省から発せられた「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」には、予定価格の適切な設定などが盛り込まれました。さらに、令和7年9月のガイドライン改正では、労務費率が高い業界の特性を踏まえ、適切な業務履行のためにも労務費上昇を見込んだ予算積算やコスト増加に伴う価格転嫁への適切な対応を行うことは公共調達で業務を発注するものの責務であると踏み込んだ言及がありました。

## 2 適切な契約の実現について

(1) 適正価格による契約について  
昨年12月20日に、総務省自治行政局行政課長から各都道府県や区市町村等の契約担当に対し、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁について」という通知が発出され、物価高騰の影響を受けた事業者等への支援のための重点支援地方交付金も活用し、公共調達における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁を図るよう、示されたところであります。

一方、こうした通知にもかかわらず、官公庁契約における年度途中又は長期継続契約期間途中での契約額の変更は、受注者側から働きかけても「予算がない」などを理由に、なかなか認めていただけでありません。

PF事業及び指定管理者制度においては、物価変動の影響による費用の増減リスクをスライド条項として契約書に入れ、委託費の見直しを行うケースがあります。同方式を市場化テスト「官民競争入札」にも適用し、契約期間内での資材費や労務費の上昇分を反映させる必要があると考えます。

維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保のため、公共工事同様に建築保全業務労務単価の活用を徹底いただくとともに、標準契約書における長期継続契約でのスライド条項適用や運用基準の策定等

その名称のとおり、あくまでも公共工事の品質確保を目的としたものであり(第1条)、ガイドラインだけではビルメンテナンス業の位置づけが確かなものとなつたとは言えません。

つきましては、品確法を再度改正の上、条文中にビルメンテナンス業務に関して明記いただきたい。

さらに、令和7年9月には、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」が改正され、賃金水準等の変動に応じた期中の契約金額の変更について迅速かつ適切に協議を行うため、契約書へのスライド条項の適用等を記載することとされています。

総務省・財務省・国土交通省では「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査の結果について」を毎年調査し公表しております。

厚生労働省では、令和4年6月2日付で「ビルメンテナンス業務に関する発注関係事務の実施状況調査結果」を公表いたしました。さらに、「ビルメンテナンス業務の発注事務に関するマニュアル」の作成段階でも実態調査を実施していると令和7年度要望に対する回答の中であります。

毎年調査状況の公表とマニュアル作成について迅速なご対応をお願いいたします。

(3) エコチューニング認定制度の促進について  
令和3年5月26日、改正地球温暖化対策推進法が成立し、2050年に温暖化ガス排出を削減する方針が明記されました。また、令和5年2月に環境配慮契約法基本方針の変更が閣議決定され、「エコチューニング」が明確に位置付けられ、「建築物の維持

管理契約に係る契約に当たっては、エコチューニング等を活用し、エネルギー消費量等のデータ計測・分析及び分析結果を反映した運用改善を実施事業者に求めるものとす」とされました。

令和7年度要望に対する回答では、今後は発注者の排出削減の工夫余地の有無に関するアンケートの作成、エネルギー消費量等のベンチマークの算定、発注者への省エネ・脱炭素対策等の情報提供によりエコチューニング活用を含めた環境配慮契約の推進に取り組んでいくとのお話でした。一方、地方公共団体等には未だ充分浸透していないケースも見受けられます。

引き続き、基本方針が徹底されるようお取り計らいいただきたい。

(4) 全庁統一資格付与点数表の見直しについて  
各省庁の入札参加資格である「全庁統一資格」における等級算出のための付与点数は、この間が国の社会経済状況が大きく変化しているにもかかわらず、策定以来20年以上にわたり見直しされていません。

また、入札に参加する事業者が統一資格の等級に限定されることのないよう、各省庁の会計担当において配慮した調達が可能との事務連絡が発出されておりますが、一部では、まだ、各ランクのみの発注も見受けられます。

策定以来20年以上変更されていない全庁統一資格付与点数表の見直しに向けて、業種別の売上高の点数付与など、新たな基準の策定やシステム構築を進めていただきたい。

ビルメンテナンス業は労働集約型の業態であり、人件費比率が高いという特色があります。また、高齢者、女性、障害者の雇用によって社会的貢献をしております。一方、中小企業中心の業界であるため、人手不足や人的コスト増により経営は大きく影響を受けております。人手不足の解消や誰もが活躍できる社会の実現に向け、以下の制度改正について要望します。

(1) 短時間労働者の社会保険適用拡大について  
社会保険適用拡大対策として令和5年10月から「年収の壁・支援強化パッケージ」の取組みをいただいておりますが、手続きの煩雑さや労働者への説明や理解を得るための人的コストへの負担が大きいものであり

また、入札に参加する事業者が統一資格の等級に限定されることのないよう、各省庁の会計担当において配慮した調達が可能との事務連絡が発出されておりますが、一部では、まだ、各ランクのみの発注も見受けられます。

策定以来20年以上変更されていない全庁統一資格付与点数表の見直しに向けて、業種別の売上高の点数付与など、新たな基準の策定やシステム構築を進めていただきたい。

ビルメンテナンス業は労働集約型の業態であり、人件費比率が高いという特色があります。また、高齢者、女性、障害者の雇用によって社会的貢献をしております。一方、中小企業中心の業界であるため、人手不足や人的コスト増により経営は大きく影響を受けております。人手不足の解消や誰もが活躍できる社会の実現に向け、以下の制度改正について要望します。

(2) 障害者雇用への支援策について  
障害者の法定雇用率は現在、従業員40人以上の企業において2.5%ですが、2024年4月以降段階的に引き上げられ、2026年7月からは従業員37.5人以上の企業では2.7%となります。

当業界は、特別支援学校と連携し、生徒向けに就労に向けた講習会を実施するなど、障害のある方々の働きやすい職場環境づくりに努めてまいりました。知的障害者を雇用する場合は必ずサポーター(補助者)の配置が必要となりますが、一般競争入札における最低入札金額の落札額では、サポーター配置の経費を見積もる余地がありません。

障害者雇用を名実ともに促進するため、サポーター配置経費を含めた契約案件の試行をお願いいたします。

(3) ビルクリーニング分野野特定技能2号評価試験について  
外国人雇用の拡大のため、ビルクリーニング分野にも特定2号を認めていただき誠にありがとうございます。しかし、2024年5月に実施された第1回試験の結果は合格率10.0%とかなり低く、2025年6月に実施された第5回試験においても合格率は16.7%と大きな変化がありません。現状は人手不足対策にはなれない状況となつております。専門的内容を問う日本語の問題文が外国人には難しすぎるのではないかと指摘も伺っています。

外国人雇用の拡大のため、ビルクリーニング分野にも特定2号を認めていただき誠にありがとうございます。しかし、2024年5月に実施された第1回試験の結果は合格率10.0%とかなり低く、2025年6月に実施された第5回試験においても合格率は16.7%と大きな変化がありません。現状は人手不足対策にはなれない状況となつております。専門的内容を問う日本語の問題文が外国人には難しすぎるのではないかと指摘も伺っています。

人手不足解消となりえるような実効性のある評価試験とするよう、見直しをお願いいたします。

当業界は、特別支援学校と連携し、生徒向けに就労に向けた講習会を実施するなど、障害のある方々の働きやすい職場環境づくりに努めてまいりました。知的障害者を雇用する場合は必ずサポーター(補助者)の配置が必要となりますが、一般競争入札における最低入札金額の落札額では、サポーター配置の経費を見積もる余地がありません。

障害者雇用を名実ともに促進するため、サポーター配置経費を含めた契約案件の試行をお願いいたします。

(3) ビルクリーニング分野野特定技能2号評価試験について  
外国人雇用の拡大のため、ビルクリーニング分野にも特定2号を認めていただき誠にありがとうございます。しかし、2024年5月に実施された第1回試験の結果は合格率10.0%とかなり低く、2025年6月に実施された第5回試験においても合格率は16.7%と大きな変化がありません。現状は人手不足対策にはなれない状況となつております。専門的内容を問う日本語の問題文が外国人には難しすぎるのではないかと指摘も伺っています。

人手不足解消となりえるような実効性のある評価試験とするよう、見直しをお願いいたします。

当業界は、特別支援学校と連携し、生徒向けに就労に向けた講習会を実施するなど、障害のある方々の働きやすい職場環境づくりに努めてまいりました。知的障害者を雇用する場合は必ずサポーター(補助者)の配置が必要となりますが、一般競争入札における最低入札金額の落札額では、サポーター配置の経費を見積もる余地がありません。

障害者雇用を名実ともに促進するため、サポーター配置経費を含めた契約案件の試行をお願いいたします。

(3) ビルクリーニング分野野特定技能2号評価試験について  
外国人雇用の拡大のため、ビルクリーニング分野にも特定2号を認めていただき誠にありがとうございます。しかし、2024年5月に実施された第1回試験の結果は合格率10.0%とかなり低く、2025年6月に実施された第5回試験においても合格率は16.7%と大きな変化がありません。現状は人手不足対策にはなれない状況となつております。専門的内容を問う日本語の問題文が外国人には難しすぎるのではないかと指摘も伺っています。

人手不足解消となりえるような実効性のある評価試験とするよう、見直しをお願いいたします。



令和7年8月~10月

(8月25日) 東京都財務局契約2課との意見交換会(東京協会)  
(9月2日) 第145回理事會

(9月3日) 都議会3会派の予算要望ヒアリング  
(9月29日) 高木けい「政経セミナー」

(10月29日) 自民党都連国要望聴取會